

月刊Eニュースレター
巻号2-11
2021年11月30

ボトムライン

WHAT'S INSIDE

- 直接税 2
- 間接税 3
- 会社法及び関連法 4
- CFOの展望 5
- 合併と買収 5
- 弊社ニュース 6
- 用語集 7
- 当社概要 8

主要な指標

Indices 指数

BSE SENSEX	57,065	-3.78%	▼
NSE NIFTY50	16,983	-3.90%	▼
NASDAQ Composite	15,538	0.25%	▲
NIKKEI 225	27,822	-3.71%	▼

Currency 通貨

USD/INR	75.09	-0.23%	▼
EURO/INR	85.12	1.72%	▲
GBP/INR	99.83	2.67%	▲
JPY/INR	0.66	-0.82%	▼

Note: The month-on-month movement as on November 30, 2021 is represented in percentages
Source: Yahoo Finance, Investing.com



直接税

通知/通達

年次情報報告書による、納税者の様々な詳細情報の提供

新たに導入されたAIS (年次情報報告書) は、納税者が会計年度に行った金融取引に関連する情報が記されています。この情報は、税務署が様々な情報源から収集したものであり、配当や銀行口座の利子、株式や有価証券の売買など、様々な源泉から得た所得の詳細、TDS (売り手に代わって行う源泉税)、TCS (売り手に対する源泉税)、税金の請求や還付の詳細などを含む、Form 26AS (納税証明書) のより包括的な形式となっています。

Press release dated November 1, 2021

電子商取引業者と商品購入におけるTDS、および商品販売業者におけるTCSに関する明確化

電子商取引事業者、商品購入、商品販売におけるTDSとTCS規定を実施する際の困難を取り除くため、明確化された通達が発行されました。:

- 194-O条に基づくTDS規定は、e-auctionサービスには適用されないものとします。
- GSTの適用範囲外の商品を購入した場合、VAT/売上税/物品税/CSTが請求書に別途記載されている部分について、194Q条に基づくTDSは適用されません。

Circular No. 20/2021 dated November 25, 2021

司法判断

雇用主が預託していない場合においても、TDS控除は可能

裁判所は、雇用主が控除された税金を預けておらず、Form 16を発行していない場合でも、従業員のTDS控除を否定することはできないと判断しました。

Kartik Vijaysinh Sonavane v. Deputy Commissioner of Income-tax (Gujarat High Court)

Form67を期限内に提出しなかった場合においても、外国税額控除が可能

Rule 128は、所定の期間内にForm 67を提出しなかったことによる外国税額控除の非適用については規定していないとされました。また、手続き上の規範に違反していても、税額控除を請求する実質的権利は消滅しないとしました。さらに、DTAA (租税条約) は法律の規定以上に優先され、Ruleは法律の規定に反することはできません。

Brinda RamaKrishna v. Income Tax Officer (Bangalore ITAT)

納税者へ詳細な税務情報を提供する年次情報報告書

Form67を期限内に提出しなかった場合においても、外国税額控除が可能

雇用主が預託していない場合においても、TDS控除は可能

非居住者がインドで行った投資は課税対象外

非居住者がインドで行った投資について、所得税法第69条の規定を適用してインドで課税されることが求められていました。ITAT (税務高等審判所) は、これらの投資がインドで発生した所得から行われたことが証明されない限り、租税条約は所得に対する課税権を、投資管轄権ではなく、源泉地または居住地管轄権に基づいて両締約国に配分するため、インドでの課税は発生しないと判断しました。

Income Tax Officer v. Rajeev Suresh Ghai (Mumbai ITAT)



間接税

司法判断

動的QRコードの適用性

インド国外にいる受取人に対し、インド国内に供給地があるサービスの供給に関して請求書を発行し、供給者が転換可能外国為替またはRBIが認めるインドルピーで支払いを受けた場合、当該請求書は動的QRコードなしで発行することができます。

通達 No. 165/21/2021-GST 2021年11月17日

還付の明確化:

- i. 電子現金出納帳 (ECL) の超過残高の還付申請には期限を設けません。
- ii. ECL の超過残高の還付の場合、税金の発生を他者に転嫁しない旨の宣言書/証明書の提出は求められません。
- iii. 登録者によって徴収されたTDS/TCSに起因しているECL残額は、ECLの超過残高の項目で還付請求することができます。
- iv. みなし輸出供給に関する税金の還付請求を目的とした日付は、供給者が申告書を提出した日付とします。

通達 No. 166/22/2021-GST 2021年11月17日

司法判断

課税対象者

登録された事業所以外の場所からの商品の供給やサービスの提供は、非課税者としての追加登録が必要です。

M/s Pragati Engineers (Delhi High Court)

輸入州でのGST登録

輸入された商品が、内地消費のために清算されずにCFS(輸出入コンテナ荷捌き場)から直接販売される場合、供給地は、供給が行われた GST 登録業者の事業所とするものとされます。物品が輸入された州では、別途登録を受ける必要はないものとします。

M/s Kamdhenu Agrochem Industries LLP (AAR Maharashtra)

国際取引

0.1%の譲許率を利用するためには、輸出者は、登録された供給者の場所から輸出用の港/税関に直接商品移動させる必要があります。商品は、輸出者の指示でさらに加工するために加工業者へ送られているため、譲許率で供給することはできません。

M/s Time Technoplase Ltd (AAR Karnataka)

費用の払い戻し

申請者は完全子会社であり、持株会社に対して特定のサービスを提供しています。申請者は、上記のサービスを提供するために、経費の払い戻しという形で実費を受け取っています。このような払い戻しは、コンサルティングサービスを提供するための対価としてみなされます。しかし、この供給は政府機関に提供されたサービスであるため、課税対象とはなりません。

M/s Maha Mumbai Metro Operation Corporation Ltd (AAR Maharashtra)

従業員からの回収金の課税関係

申請者は、従業員から保険料を回収し、保険会社に支払っています。従業

GST還付に関する明確化

払い戻しは供給の対価の一部であり課税対象

輸出前に加工等の作業のために貨物を送った場合、国際取引のベネフィットは適用されません

員に医療保険を提供しないことは、ビジネスに影響を与えるものではありません。したがって、この保険料の回収は、事業の過程または促進において行われる活動として扱うことはできず、GSTの適用対象とはなりません。

M/s Tata Power Company Ltd (AAR Maharashtra)

Form TRAN-01の不備

Form TRAN-01の提出時の不備による転換対象税額控除の繰越を当局は拒否することはできません。

M/s Bharat Electronics Ltd (Madras High Court)

会社法及び関連法

通知/通達

共通電子プラットフォームによるRCMC/RCの電子申請

RCMC(登録及び会員証書)またはRC(登録証書)の申請は、2021年12月12日から2022年2月22日まで、または追加の通達があるまで、共通のプラットフォームであるDGF(対外貿易総局)Tポータルを通じて行うものとされています。

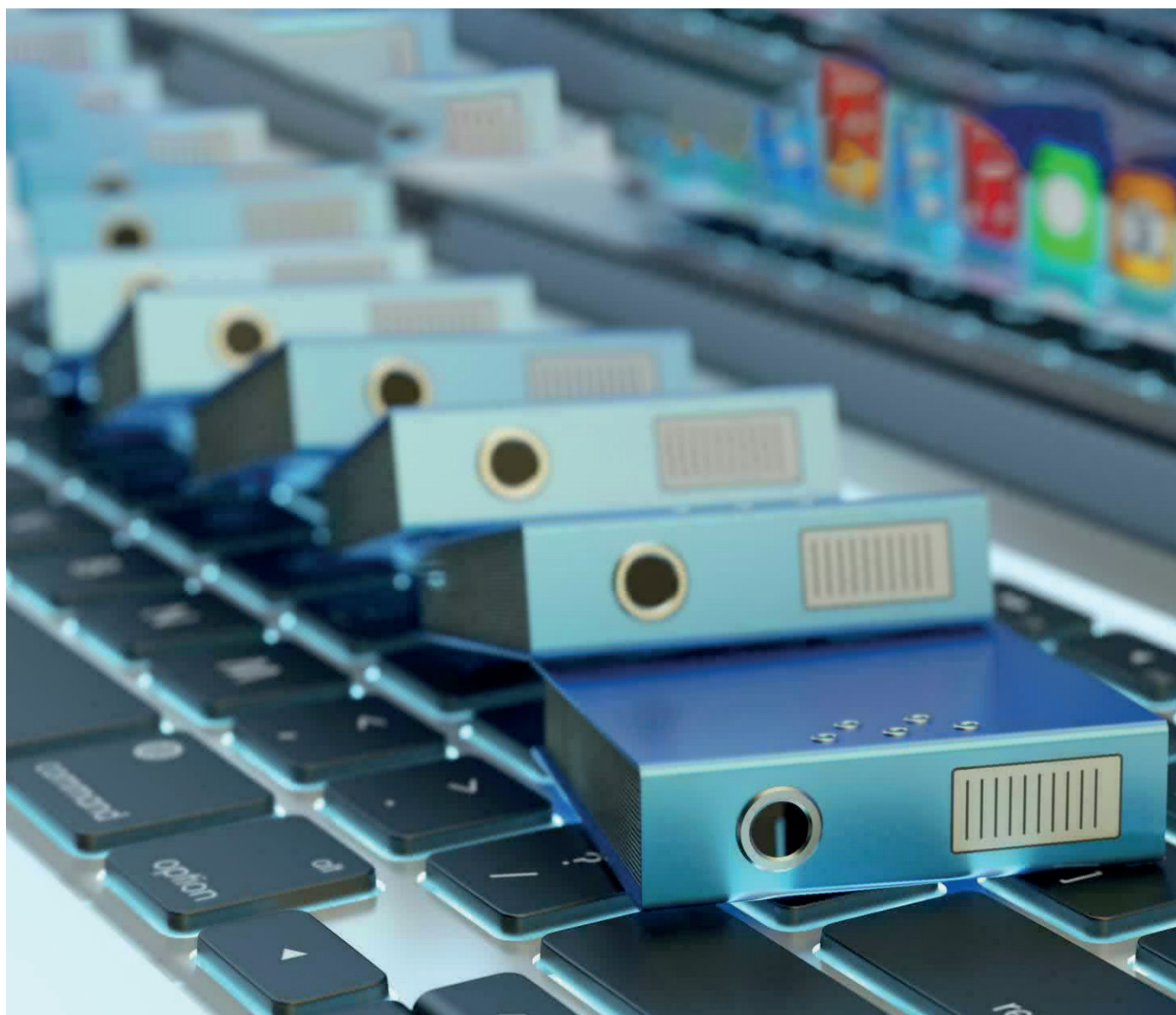
通知No. 27/2021/DGFT/2021年11月30日

電子トークン、資料、スクリプトを安全に保管し、オンライン取引を安全に実行

安全かつ確実なオンライン取引のためのガイドラインが発行されました。貿易・産業界の方々は、ご自身のオンラインモジュールに計上・反映されているデューティクレジットスクリップ(輸出促進インセンティブの一種)を随時ご確認頂く事が推奨されます。

通知No. 26/2021/DGFT/2021年11月26日

共通電子プラットフォームによるRCMC/RCの電子申請



CFOの展望

SEBI(インド証券取引委員会)は関連当事者取引の管理に関して厳格な基準を通達、2022年4月1日より適用開始

SEBI、LODR規則における関連当事者規定の改正を通知

SEBIは、「関連当事者」及び「関連当事者取引」の定義に関して、2015年SEBI(LODR)規則の改正を通知しました。公共の利益を保護するために、RPT(関連当事者取引)に関する規範がさらに強化されました。通知は、重要なRPTの承認の際に、各企業の監査委員会が遵守するプロセスの変更も対象としています。さらに、証券取引所へのRPTの報告書式が設けられる予定です。この改正は2022年4月1日から施行される予定です。

RBI(インド準備銀行)、NBFCs(非銀行金融会社)の規模に応じた規制のフレームワークを発表

NBFCsの規制構造は、その規模、活動、認識済みのリスクに応じて4段階で構成されます。最下層のNBFCはNBFC-ベースレイヤー(NBFC-BL)と呼ばれ、中層と上層はそれぞれNBFC-ミドルレイヤー(NBFC-ML)、NBFC-アッパーレイヤー(NBFC-UL)と呼ばれるようになる予定です。新しいフレームワークの下で、RBIは全カテゴリーのNBFCについて、不良資産(NPA)の分類要件を90日以上に見直しました。これに加え、取締役会の規定やIPO(株式公開)への出資の上限に関する変更も組み込まれています。新しい枠組みは2022年10月1日から適用される予定です。

合併と吸収

M & A取引におけるESGの影響

ESGは、ここ数年、M&A取引における最も重要な投資項目の一つとして、大きな注目を集めています。全てのビジネスはESGと密接に関係しているため、企業のプロセスやバリューチェーンにおいて優れたESGが存在することは、非常に大きな価値をもたらします。

M&Aの分野では、ESGが重要な議題になっています。ESGの運用資産は2025年までに53兆ドルに達し、140.5兆ドルの運用資産総額の3分の1を超えると予測されており、最近のM&Aの中にはESGを明確に意識したものも出てきています。

買収側はESGの役割と買収するビジネスに与える長期的な影響を強く意識しているため、ESG監査はターゲットに支払う価格を評価する最も有効な選択と言えます。ESGスコアが低い場合、ターゲットのビジネス価値に直接影響するため、売却側はコスト削減を余儀なくされます。一方、売却側は、エネルギー消費と排出、コーポレートガバナンス、排出された排水の効率的な処理、すべての利害関係者との関係性の理解と育成、すべての規制や法的規範の遵守など、様々な観点から業界のベストプラクティスを確立し、自社の事業をESG準拠にすることに焦点を当てる必要があります。

今後、企業が買収先やビジネスパートナーを選ぶ際に、ESGの要素がますます影響を与えることが予想されます。腐敗したビジネス慣行、プライバシーとデータセキュリティ、気候変動、温室効果ガス排出、多様性と労働慣行に関連する特定の主要なESGリスクは、買収が企業の評判、文化、統合に与える潜在的影響において、一般的な検討事項と同様に、M&Aデューデリジェンスにおいて重点的に評価されています。同様に、事業価値を定量化し、ESGスコアの良し悪しによる関連リスクを調整することも、M&A評価においてますます考慮されるようになってきています。

ESGは、特定の業界において、ビジネス全体を評価する上で重要な要素となっています。しかし、その影響は、環境、コーポレートガバナンス、そしてビジネスの全ての利害関係者に直接的な影響を与えるため、全ての産業で重要視されるようになると思われます。これは、今後数年の間に起こりうる長期的な傾向です。



ニュース



クライアント向けウェビナー

ポッドキャスト: パンデミックにおける従業員のマネジメントー

2021年11月24日

講演者: Ajay Sethi, Managing Partner

Ajayは、ACCAキャリアに招聘され、パンデミックが従業員に与えた影響や、従業員が安全に、活躍するための支援について、自身の経験や意見を述べました。

インド会計基準 (Ind AS) – “直近の改正、世界の新たな慣行と課題”

2021年11月26日

講演者 Parveen Kumar, National Head, Assurance

ASSOCHAM は Parveen を第 4 回 ナショナルセミナーに招き、銀行・保険分野における Ind AS 導入が長期化する問題、その主観性、会

計不正・操作の防止について講演を行いました。manipulations.

記事

RBIによるIRACP基準の明確化 –

2021年11月30日

著者: Parveen Kumar, National Head, Assurance

本稿では、RBIが発表した前受金に係る収益認識、資産分類、引当金に関する基準について解説します。



用語集



AIS
年次情報報告書

GST
物品・サービス税

LODR
上場会社の義務及び開示要件

RPTs
関連当事者間取引

SGST
州物品・サービス税

CST
中央販売税

IGST
統合物品・サービス税

M&A
合併&買収

RCMC
登録及び会員証書

TCS
売り手が行う源泉税

CGST
中央物品・サービス税

IPO
株式公開

NBFC
非銀行金融会社

RC
登録証書

TDS
売り手に代わって行う源泉税

DTAA
租税条約

IRACP
収益認識、資産の分類、引当金計上

QR
迅速な回答

SEBI
インド証券取引委員会

VAT
付加価値税

DGFT
対外貿易局

ITAT
税務高等審判所

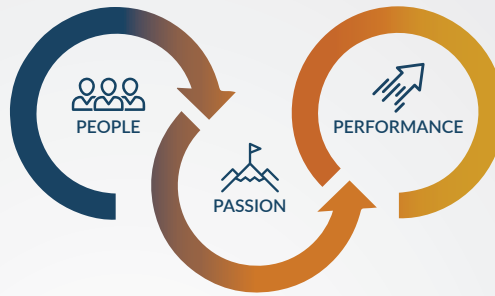
RBI
インド準備銀行

ESG
環境・社会・ガバナンス

“フィードバックやご感想を下記のアドレスまでお送り下さい。
editorial@asav.in”

当社概要

弊社は、企業戦略、会計記帳
 税務、財務/市場分析を網羅する
 プロフェッショナルファームです。



サービス

- 経理とビジネスサポート
- 保証
- ビジネス顧問専門家
- 課税
- 取引関連顧問専門家

インド全土に各分野の知見と経験を持
 った専門家集団によりクライアント
 へ確かなサービスを提供



ASA Corporate Catalyst India

ニューデリー【本社】
 Aurobindo Tower
 81/1 Third Floor Adchini
 Aurobindo Marg
 New Delhi 110 017 INDIA
 T +91 11 4100 9999

アーメダバード
 306 - B, Pinnacle Business Park
 Corporate Road, Prahlad Nagar
 Ahmedabad, 380 015 INDIA
 T + 91 79 4891 5409

バンガロール
 Level - 2, Park Square
 No.150, 36th Cross
 Jayanagar 7th Block
 Bengaluru 560 082 INDIA
 T +91 80 4151 0751

チェンナイ
 Unit No. 709 & 710,
 7th Floor 'Beta Wing'
 Raheja Towers
 New Number 177
 Anna Salai,
 Chennai 600 002 INDIA
 T +91 44 4904 8200

グルガオン
 Times Square Fourth Floor
 Block B, Sushant Lok 1
 Gurgaon 122 002 INDIA
 T +91 124 4333 100

ハイデラバード
 Vasavi's MPM Grand
 11th Floor, Unit No 1204,
 Yella Reddy Guda Road, Ameerpet,
 Hyderabad-Telangana 500 073 INDIA
 T +91 40 2776 0423

コチ
 Pioneer Tower
 207-208 Second Floor
 Marine Drive
 Kochi 682 031 INDIA
 T +91 484 410 9999

ムンバイ
 Lotus Corporate Park
 D-401, CTS No.185/A
 Graham Firth Compound
 Western Express Highway
 Goregaon (East)
 Mumbai 400 063 INDIA
 T +91 22 4921 4000

全国的なアフィリエイト
 Chandigarh, Kolkata, Pune,
 Visakhapatnam, Nepal

www.asa.in

700 人の社員 プロ	6000 顧客
60+ ヶ所の事務所	35 行のパート トナー専務
30 年の 経験	

インド国内で8ヶ所にパートナー専務所もある

インド国内の18ヶ所と海外の6ヶ所の会社と一緒に国際的な所属でグローバル基準とロカール専門家を育てる



Disclaimer: This publication has been jointly prepared by ASA & Associates LLP and ASA Corporate Catalyst India Pvt Ltd. We have taken all steps to ensure that the information in this document has been obtained from reliable sources and is accurate. However, this document is not intended to give legal, tax, accounting or other professional guidance. We recommend appropriate advice be taken prior to initiating action on specific issues.